

三次市教育委員会告示第 号

三次市スポーツリーダーバンク設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年 月 日

三次市教育委員会委員長 前 田 茂

三次市スポーツスポーツリーダーバンク設置要綱の一部を改正する告示

三次市スポーツリーダーバンク設置要綱（平成19年三次市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「，教育委員会社会教育室内」を「，教育委員会社会教育課内」に改める。

附 則

この告示は，平成20年8月1日から施行する。